# 全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会規約(案)

# 【総則】

(名称)

第1条 本会は、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会(以下、本協議会という。) と称する。

#### (目的)

第2条

本協議会は、歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家 (「ヘリテージマネージャー」) で構成する地域ネットワークが全国的に連携し、ヘリテージマネージャーに関する情報交流、普及等を行うことにより、ヘリテージマネージャー活動の発展と歴史的建造物の保全・活用の促進に資することを目的とする。

当面は、人材養成の全国展開と活動ネットワーク構築支援を目標とする。

## (事業)

第3条

本協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヘリテージマネージャーに関する情報交流
- (2) ヘリテージマネージャーの立上げに関する支援
- (3) ヘリテージマネージャー全国大会(開催地)の決定
- (4) ヘリテージマネージャーに関する広報、調査研究
- (5) 災害時における広域的なネットワーク構築の支援
- (6) 歴史的建造物の保全・活用等に関する政策提言
- (7) その他、本協議会の目的を達成するために必要なこと

#### (会員)

第4条

本協議会の会員は、ヘリテージマネージャーの地域ネットワーク、本協議会の趣旨に賛同する者とする。

## (運営委員会)

第5条

本協議会を運営するため、運営委員会を設置し、以下の運営委員を置く。

委員長 1名、副委員長 2名、運営委員 若干名

# (運営委員)

第6条

- 1 運営委員は会員の互選により選任する。
- 2.委員長、副委員長は、運営委員の互選により運営委員の中から選出する。

# (運営委員の任期)

第7条

運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

#### (運営委員の任務)

## 第8条

- 1委員長は、本協議会の事務を総理し、運営委員会を統括する。
- 2副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があつたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会の議決に基づき、本協議会の業務を執行する。

#### (部会)

第9条

本協議会に必要に応じて部会を設置することができる。

## (事務局)

第10条

事務局は、当分の間、公益社団法人日本建築士会連合会に置くものとする。

# 【資産及び会計】

# (経費の支弁)

第 11 条

- 1本協議会の経費は、有志の寄付金その他により支弁する。
- 2事業の内容によっては、別途にその収支予算を組むことができる。

#### (会計年度)

第 12 条

本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

# 【雑則】

(ITの活用)

第13条

本協議会の運営に当たっては、各種通知、連絡などについては、できる限り電子メール を通じて行うこととする。

## (規約の改訂)

第14条

本規約は、運営委員会の議決を経て改訂することができる。

#### (委任)

第15条

この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、運営委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

# (附則)

本規約は、平成24年10月19日から施行する。